

小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査 及び指名基準取扱要綱

平成元年6月1日訓令第3号
改正 平成25年4月15日訓令第1号
改正 平成25年12月5日訓令第3号
改正 平成26年12月1日訓令第1号
改正 令和8年1月1日訓令第4号

(趣旨)

第1条 小松市が発注する工事又は製造の請負、その他契約を行う場合において、競争入札に参加する資格を得ようとする者の資格の審査に関する事務の取扱及び指名の基準については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(申請書の提出)

第2条 市長は、競争入札に参加するに必要な資格の審査を受けようとする者（以下「競争入札参加申請者」という。）の審査を行う場合には、当該競争入札参加申請者から競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を次の各号に掲げる期間に提出させるものとする。

（1）県内に主たる営業所を有する者又は小松市内に請負契約を締結できる営業所を有する者については、2年に1回、西暦偶数年度に行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。

（2）前号に掲げる者以外の者については、2年に1回、西暦奇数年度に行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都合により申請期間内に申請ができなかった者については、隨時に行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。

(級別の格付)

第3条 競争入札参加申請者から申請書の提出を受けたときは、資格審査を行い、契約の種類に応じ工事業者にあっては別表第2により、それぞれ格付を行うものとする。ただし、製造の請負及び委託業者にあっては格付をしないものとする。

2 級別の格付は、市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可に係る主たる営業所を有する者にあっては同法第27条の23に規定する建設業者の経営に関する事項の審査の総合評点（以下「経審点数」という。）に、別に定める主観的事項に関する評点を加算した点数を市内に主たる営業所を有しない者にあっては経審点数を総合点数とする。

(有資格者名簿の登録)

第4条 業者の級別格付後、競争入札に係る有資格者名簿に登録するものとする。

2 第2条第2項により、申請書を提出した競争入札参加申請者について級別の格付をしたときは、直ちに前項に規定する有資格者名簿に追加して登録しなければならない。

3 前2項の規定により有資格者名簿に登録したときは、遅滞なくホームページにて公表するものとする。

4 有資格者名簿は毎年度作成するものとする。ただし、新年度の有資格者名簿が作成されるまでの間、従来の有資格者名簿を以て、これに代えることができるものとする。

(有資格者名簿の変更等)

第5条 競争入札参加者から申請書の提出があった後、当該申請者の住所、商号、代表者氏名、営業の内容、資本金等に変更があったときは、その都度資格申請内容変更届出書を提出させるとともに、有資格者名簿を訂正するものとする。

2 前項の内容審査の結果、現在の級別の格付けが著しく不適当であると認めたときは、級別の格付けを変更することができる。

(有資格者の取消し)

第6条 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者は、有資格者としての権利を取り消すものとする。この場合において、その旨を当該有資格者に通知するものとする。

(競争入札参加者の資格)

第7条 競争入札に参加できる資格は、原則として、契約の種類及び金額に応じて定める区分ごとに格付けされたものとする。

(指名業者の選定)

第8条 指名競争入札の参加者を指名しようとするときは、別表第3に定めるところにより、有資格者名簿に登録された者の中から選定して行うものとする。ただし、必要がある場合には、上位又は直近下位の級に属する者の中から選定できるものとするが詳細は別表第3に定めるとおりとする。

2 前項ただし書の場合において該当する指名業者がないとき、又は僅少である場合を除きその数は、原則として選定される総数の半数を超えないものとする。

(選定事項)

第9条 前項の規定により指名業者を選定するに当たっては、次の各号に掲げる事項について、留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 工事の成績
- (3) 工事施工能力
- (4) 技術的適正
- (5) 地理的条件
- (6) 地域貢献度
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(選定の特例)

第10条 次の各号の一に該当するときは、第8条の規定にかかわらず、有資格者名簿によらないで指名業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧など特に緊急を要する場合
- (2) 工事施工に特別な技術を要する場合
- (3) 契約履行につき法令の規定により官公署の許可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数である場合
- (4) 有資格者名簿に記載された者が少数又は皆無の場合
- (5) その他市長において特に必要と認める場合

附 則

1 この訓令は、平成元年6月1日から施行する。

2 平成元年5月31日までに業者の提出した平成元年度競争入札参加資格審査申請書については、この訓令による申請書とみなす。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

別表第2（第3条関係）

工事別入札参加者格付表

(1) 土木一式工事

級	総合点数
A	850点以上
B	710点以上、850点未満
C	590点以上、710点未満
D	590点未満

(2) 建築一式工事

級	総合点数
A	770点以上
B	660点以上、770点未満
C	580点以上、660点未満
D	580点未満

(3) 設備工事

級	総合点数
A	770点以上
B	680点以上、770点未満
C	610点以上、680点未満
D	610点未満

対象工事

- 電気工事
- 管工事
- 電気通信工事
- 機械器具設置工事
- 消防施設工事
- 清掃施設工事

(4) 舗装工事

級	総合点数
A	840点以上
B	700点以上、840点未満
C	700点未満

(5) 造園工事

級	総合点数
A	690点以上
B	580点以上、690点未満
C	580点未満

(6) その他工事

級	総合点数
A	730点以上
B	690点以上、730点未満
C	650点以上、690点未満
D	650点未満

「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、設備工事、舗装工事、造園工事以外の工事をいう。

別表第3（第8条関係）

1 工事別入札参加資格に対する発注予定金額の範囲

土木一式工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	850点以上	3,000万円以上
	B	710点以上、850点未満	1,500万円以上、3,000万円未満
	C	590点以上、710点未満	500万円以上、1,500万円未満
	D	590点未満	500万円未満

[備考] ①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとするが、発注予定金額が1千万円以上の工事にはDランク業者は指名しない。

②発注予定金額が5百万円以上1千万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

③発注予定金額が5百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所及び代表者自宅が同一町内の場合に限り指名できるものとする。

④小松市と除雪契約締結業者は、各年度契約始期から1年間、対象町内の発注工事に指名できるものとする。ただし、Aランク業者は5百万円未満の工事に適用しない（③を除く）。

建築一式工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	770点以上	7,000万円以上
	B	660点以上、770点未満	2,000万円以上、7,000万円未満
	C	580点以上、660点未満	500万円以上、2,000万円未満
	D	580点未満	500万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

設備工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	770点以上	1,500万円以上
	B	680点以上、770点未満	800万円以上、1,500万円未満
	C	610点以上、680点未満	300万円以上、800万円未満
	D	610点未満	300万円未満

[備考] ①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとするが、発注予定金額が5百万円以上の工事にはDランク業者は指名しない。

②給配水管工事については、次のとおり業者を選定できるものとする。

ア 発注予定金額が3百万円以上8百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

イ 発注予定金額が3百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一町内の場合に限り指名できるものとする。

舗装工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	840点以上	1,000万円以上
	B	700点以上、840点未満	500万円以上、1,000万円未満
	C	700点未満	500万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

造園工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	690点以上	1,000万円以上
	B	580点以上、690点未満	300万円以上、1,000万円未満
	C	580点未満	300万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

その他工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	730点以上	1,500万円以上
	B	690点以上、730点未満	700万円以上、1,500万円未満
	C	650点以上、690点未満	300万円以上、700万円未満
	D	650点未満	300万円未満

[備考] ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

2 指名業者数の基準は次のとおりとする。

(1) 工事（舗装工事及び3に定める工事は除く）

発注予定金額	業者数
130万円未満	3～5社
130万円以上、500万円未満	4～7社
500万円以上、1,000万円未満	5～9社
1,000万円以上、	6～11社

[備考]

特殊工事及び当該工事の施工に当たっての技術的適性等については、指名審査委員会に諮り決定する。

(2) 舗装工事

発注予定金額	業者数
500万円未満	3～5社
500万円以上、1,000万円未満	6～8社
1,000万円以上	8～10社

(3) 委託業務

発注予定金額	業者数
50万円未満	3～5社
50万円以上、300万円未満	6～8社
300万円以上	8～10社

3 下記の工事の指名基準は次のとおりとする。

(1)プール建設工事

工事内容	業者数
更衣室、下足庫、用具庫、便所、機械室等	土木A 3社 建築A 7社

(2)運動場改修工事

工事内容	業者数
暗渠排水、クレー舗装	土木A 7社 体育施設A 3社

(4)消雪工事

工事内容	業者数
管路工事	土木、管業者混合
井戸工事 (揚水設備と一括発注含む)	さく井
揚水設備工事	電気、 機械器具設置業者混合

(5)特殊管工事

工事内容	業者数
水道事業に係る推進工法 工事 矢板工法工事 水管橋工事	土木業者の指名可

別表第4（第9条関係）

選定事項の運用基準

選 定 事 項	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無その他 信用状態	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>①小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づく指名停止期間中であるとき。</p> <p>②小松市の事務事業等における暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置対象者で、請負者として不適当であると認められるとき。</p> <p>③手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。</p>
2 工事の成績	<p>①工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>②優良工事の表彰等を受けていること等、工事の成績が特に優良である場合は十分尊重するものとする。</p>
3 工事施工能力	完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。
4 技術的適性	<p>次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。</p> <p>①当該工事と同種工事について相当の施工実績がある。</p> <p>②当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められる。</p> <p>③当該工事が下記の内容である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 新工法を採用した工事 イ. 施工条件が厳しい工事 ウ. 第三者に対する影響が大きい工事 エ. トンネル・橋梁などの重要構造物工事
5 地域条件	当該工事箇所の地域性に十分配慮し、当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうか総合的に勘案するものとする。
6 地域貢献度	<p>①小松市との除雪契約業者に対しては、契約地域に係る土木一式工事等にあたり、十分配慮するものとする。</p> <p>②小松市との水道施設保安修繕契約業者に対しては、水道施設の管工事にあたり、十分配慮するものとする。</p>
7 安全管理の状況	安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。
8 労働福祉の状況	賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。